

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成28年11月9日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。

ところで、本件請求において請求人は、請求人の建物に設置された仕切弁（以下「バルブ」という。）から漏水が発生したのは、水道局が引換えたバルブが原因であり、そのために違法な水道料金を請求人から徴することは許されないとして調査を求めているものと解される。

しかしながら、水道局が施工した量水器（以下「水道メータ」という。）引換時には、バルブの取付けは行っておらず、加えて、東京都給水条例第2条で規定する給水装置（「給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具または他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」）のうち、都の財産は水道メータのみであり、請求人が漏水の原因と主張するバルブは都の財産にあたらぬ。

そのため、本件請求は、住民監査請求の対象である①から⑥のいずれにも該当せず、法第242条第1項で定める財務会計上の行為に該当しない。

仮に請求人の主張を、水道局が、財産である水道メータの管理を怠っていることから、請求人建物内で漏水が発生しているとして、⑥財産の管理を怠る事実について問題としていると解することができたとしても、住民監査請求は、事実を証する書面を添付しなければならない（法第242条第1項）とされており、本件請求の事実証明書では、平成28年8月分の水道料金が、水道メータ引換施工を起因とする漏水のためであるとの請求人の見解を示しているとは認められない。よって請求人は、見解の根拠を具体的かつ客観的に示していない。

以上のことから、いずれにしても、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。